日本財団パラアリーナ利用登録に関する規定

　平成30年6月より日本財団が運営するパラスポーツ専用の施設「日本財団パラアリーナ」が開設された。それに伴い当連盟で当該施設を利用するにあたっての規定を以下のように策定する。

規定

1. 当該施設を利用するにあたり、利用登録ができる選手は以下の条件を満たす必要がある。
   1. 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟に登録をしている。
   2. 公益財団法人日本卓球協会に登録をしている。
   3. 一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟が認定する強化指定選手であること。
2. 当該施設を利用するにあたり、以下の内容を遵守しなければならない。
   1. 施設利用に関しては「日本財団パラアリーナ」の基準に従う。
   2. 施設内の用具に限りがあるため、込み合った場合にはナショナルチームの練習・合宿等を優先とする。
   3. 当該施設は当連盟だけでなく様々なパラスポーツの関係者が出入りするため、利用方法などには十分留意する。
   4. 卓球台に関しても、当連盟の所属選手だけでなく、肢体不自由者卓球協会の選手の利用も予想されるため、譲り合って利用する。
   5. 上記の内容を著しく違反等した場合には、利用登録抹消などの措置を取る場合がある。
3. 当該施設利用に関する登録申し込みが日本財団にあった場合の登録は以下のようにする。
   1. 年度初旬（選手の連盟登録がある程度定まった時期）に当連盟より登録選手名簿を日本財団側に提出する。
   2. 日本財団は、上記の登録選手名簿を基準とし、登録申し込みを受け付ける。
   3. 上記登録名簿に登録のない選手より、当該施設の登録申し込みがあった場合には連盟に確認の上、登録の可否を判断する。
4. 上記以外に施設利用登録などに関して問題などが生じた場合には、日本財団と一般社団法人日本知的障がい者卓球連盟の協議によって決定する。

以上

附則

この規定は、平成30年7月12日から施行する。